

---

# 報 告 書

---

「日司連『新』電子認証局の構築及び運用について」

日本司法書士会連合会 司法書士制度基盤整備対策部 部長 佐藤 純 通

「モンゴル法整備支援活動報告書」

日本司法書士会連合会 国際関係対策部 部員 齋藤 隆 夫



# 日司連「新」電子認証局の 構築及び運用について

日本司法書士会連合会

司法書士制度基盤整備対策部

部長 佐藤 純 通

## I. オンライン申請と電子署名・電子認証

### 1. 電子政府構想の近時の動向と背景

電子政府構想の一環として準備が進められてきたオンライン登記申請がいよいよ現実直面する事態となってきた。政府は、平成16年3月2日に「不動産登記法」の全面改正を通常国会に提案することを閣議決定し、翌17年3月までにはオンライン申請を開始する予定である。また、商業法人登記のオンライン申請も先行して平成16年6月から開始するよう商業登記規則の一部改正を準備している。さらに、民事訴訟手続きの電子化を図るための民事訴訟法等の一部を改正する法律案も国会に提案されたところである。

政府の行政手続の電子情報化への基本的取組みは、情報通信技術を活用して、行政の総合性の確保、簡素化、効率化を図り国民のニーズに対応することを目的に平成6（1994）年12月25日の閣議決定した「行政情報化推進基本計画」からである。これは、米国のゴア前副大統領が上院議員だったときに提唱した高速かつ双方向の通信ネットワークの整備により、ネットワーク上での質の高い情報サービス、及び実用的なアプリケーションの実施を実現させようとする「情報スーパーハイウェイ構想」にならったものといわれている。クリントン政権時代の1993年に経済戦略ならびに技術戦略として「全米情報基盤構想」が打ち出され、さらに1994年の「世界情報基盤構想」となり、1995年の「G7国際共同プロジェクト」の中で電子政府化の推進が盛り込まれた。また、社会経済の各分野における商取引の社会基盤の変化の基礎となったインターネット関連技術の利用は、行政部門における諸手続構造にも着実に浸透しはじめ、内部の事務処理手続の効率化・合理化のためのみならず省庁間での情報交換の必要性や、国民に対する行政サービスの向上の社会的要請が高まってきていた。

これらを背景にして、我が国でも、1994年に「高度情報通信社会推進本部」が設置され、1995年には「高度情報通信社会に向けた基本方針」として「行政の情報化は、行政の事務・事業及び組織を改革するため」にインターネットを利用する情報化方針が出され、1999年には「ミレニアム・プロジェクト」として電子政府構想が明確になり、さらに「e-Japan戦略」、「e-Japan重点計画」、「経済新生対策」、「e-Japan2002プログラム」等で、平成15年度までに民間から政府、政府から民間への各種の行政手続をインターネットを利用したペーパーレスで行える「電子政府」の基盤整備を行うことを重点項目とした。具体的な「電子申請

システム」の構築に当たっては、必要な規制緩和、制度改革との同時実施を目指す具体的な目標設定がなされるとともに、実現に向けて解決しなければならない共通課題について制度面・技術面からの幅広い検討を行い基本的な考え方を取りまとめるため、総務庁において民間有識者等で構成する「共通課題研究会」が設置された。

共通課題研究会は、平成12年3月に「インターネットによる行政手続の実現のために」と題した報告書を発表し、共通課題として、①申請者等の認証、②手数料等の納付、③申請・届出等の到達時期、④電子文書の原本性確保、の4つの問題所在についての検討結果を公表した。

この共通課題は、申請・届出等の手続をオンライン化するにあたって前提問題として解決しなければならない課題であるとともに、民間の電子商取引においても全く同様な問題が生じるため、まさに「共通」課題として解決しなければならない問題であった。

## 2. 申請・届出等の手続のオンライン化の共通課題

インターネット等の電子ネットワークを利用した申請・届出等の手続のオンライン化は、電子データの提供・交換により行うこととなるため、従来の紙の書面を前提にした制度とは全く異なった観点からの検討が必要となる。

この共通課題が登記のオンライン電子申請化にあたりどのような問題をもたらすかを個別に検討するために、法務省では平成13年より「オンライン登記申請制度研究会」を設置した。調査研究の目的は「電子商取引を円滑にし、社会・経済活動のネットワーク化を推進し、もって経済を活性化するために、不動産登記申請及び商業登記申請のオンライン化を推進するための法制面及び技術面の調査研究を実施する」というものであった。

オンライン申請の導入を図るための法制度の検討は、技術面の調査研究の検討と表裏をなすものであるため、先端技術の導入のためには法制度そのものを大幅に変容せざるを得なくなり、結果として100年以上続いてきた我が国の不動産登記法の真正担保制度の原理を抜本的に見直す必要が生じ大改正に繋がったという事実は否定できないところである。

## 3. 共通課題における「申請者等の認証」課題の基本認識

行政手続における国民からの申請・届出等や、行政から国民に対する結果の通知等は、一般に書面によって行われているが、オンラインの電子ネットワークを利用して行う場合、真にその名義人によって行われたものであるかどうか、内容が改ざんされていないかどうかを確認することができず、また送信途上において内容が他に漏れるおそれもある。そこで、申請者と行政機関との間で送受信される電子文書について、その名義人の同一性、内容が改ざんされていないことを確認する仕組み、及び通信途上において内容を秘匿できる仕組みについて検討することが必要となる。

「申請者等の認証」の共通課題が登記手続においてどのように問題となるかを検討すると、まず電子データの提供・交換において、申請人の実在性の確認ならびに申請意思の確認をどのように行うのかという問題になる。実在性については、法人の場合は、登記されている法

人であることの確認が必要であり、個人の場合は、登録されている住民であることを確認することが必要である。意思の確認については、電子データの作成名義人本々の意思によるものであることを証明できることが必要となる。また、電子データの特質から改ざんが容易で、その痕跡が残らないことから改ざん防止の完全性が求められる。

これらの要請を解決するために考案されたのが、高度の暗号技術を組み合わせた電子署名・電子認証の仕組みである。

(注 この技術的な仕組みは、ここでは省略することにする。これまでのオンライン申請についての説明などで、この仕組みから理解しようとするとするならば、難解な専門用語が多く、結果として電子署名・認証がとてつもなく高いハードルとなり、ひいてはオンライン電子申請そのものを敬遠することに繋がるおそれがある。あたかも自動車の運転には、交通法規と運転操作を学べば安全に運転できるように、オンライン申請も新法制度と電子署名・認証のボタン操作を覚えることで誰でも利用できるものであるから、高度な暗号技術やIT関連技術は、関心がある方のみが自ら研究することで足りると思われる。)

申請人については、法人の場合は、商業登記に基礎を置く電子認証（法人電子認証）がすでに平成12年秋から実施されており、個人の場合は、住民基本台帳制度に基礎を置く住基ネットワークにもとづく公的個人認証サービス（個人電子認証）が平成16年1月29日より都道府県において開始されたところである。

申請・届出の手続きには、官公署からの申請人に向けてのデータ提供・交換もある。登記の場合に登記完了したときに登記完了通知／登記識別情報が通知されるが、それが権限ある行政機関（登記所・登記官）であることを確認できる仕組み（官職電子認証）が必要であり、その仕組みとして、GPKI（政府電子認証基盤）による各省庁の電子認証局が設置され、法務省認証局も平成15年より運用開始されている。

また、登記の申請の代理を業とすることができる司法書士が代理人として申請する場合には、その資格者である司法書士の資格確認の必要性がある。特に今般の法改正において、登記識別情報の提供ができない場合の特例として、「登記の申請の代理を業とすることができる者」（権利登記は、司法書士と弁護士のみ）が代理人となって登記申請をするときは、登記義務者の本人確認につき内容が相当な情報を提供したときは、「事前通知制度」は適用されず、そのまま登記手続が進められることとなることから、電子データの中で司法書士の資格を確認できる仕組みが必要になる。そこで、日司連は、電子認証局（資格属性の電子認証）を構築し、登記義務者本人確認情報ならびに登記原因証明情報その他の添付情報への電子署名を可能とする仕組みを設けることとしたわけである。

(注) 電子署名法の成立 電子署名法は、「ミレニアム・プロジェクト」の認証基盤構築で「電子署名・認証に関する法制度を整備することにより、2000年5月に「電子署名及び認証業務に関する法律案」として成立し、2001年4月より施行されている。電子署名法による「電子署名」の定義は、「電磁的記録に記録することができる情報について行われる措置であって、次の要件のいずれにも該当するものをいう」（2条1項）と規定している。要件は、(1)「当該情報が当該措置を行った者の作成に係るものであることを示すためのものであること」（本人性の確認）(2)「当該情報について改変が行

われていないかどうかを確認することができるものであること」(非改ざん性の確認)である。

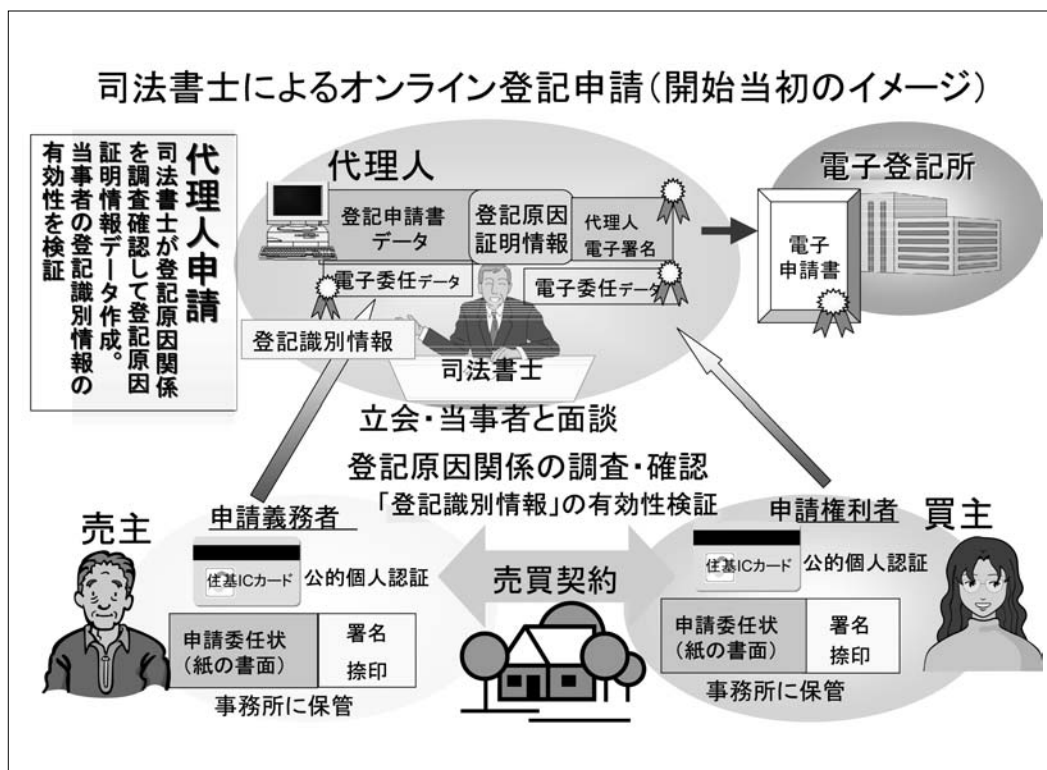
(注) 認証とは? 日本語の「認証」という言葉は、主に以下のような4つの意味で用いられている。

- ① 本人確認 (Identification) 検証者が被検証者の本人性を確認する
- ② 身元証明 (Authentication) 被検証者が検証者に対して自分の身元を証明する
- ③ 身元保証 (Certification) 第三者 (権威者) が被検証者の本人性を保証する
- ④ 権限確認 (Authorization) 被検証者が何らかの処理を行おうとした際に、検証者が被検証者の権限の有無を確認する

## Ⅱ. 現在の日司連電子認証局について

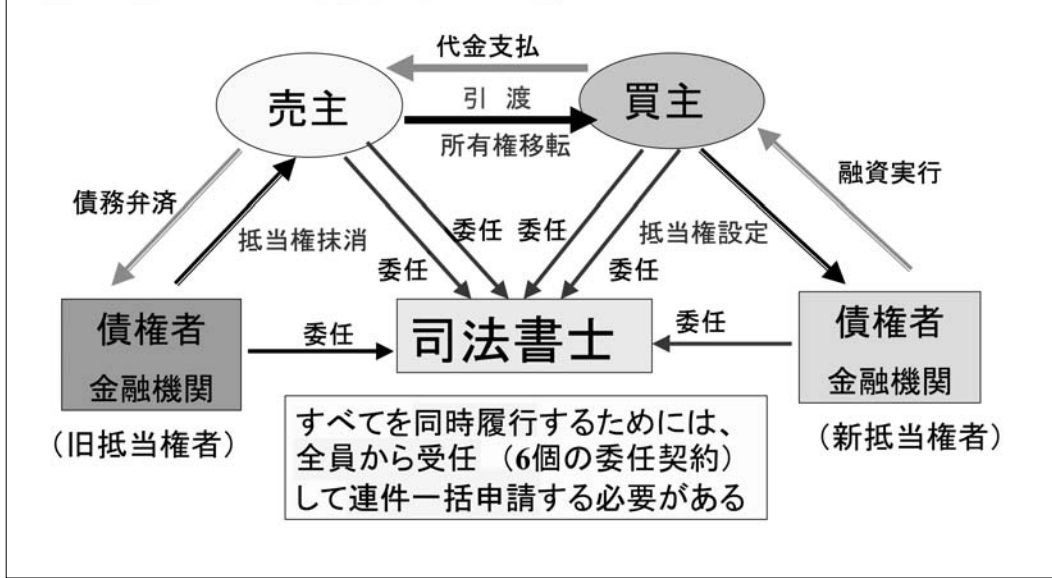
### 1. 日司連電子認証局の取組みの考え方

申請手続きが、オンライン電子申請によることとなっても、紙による書面申請の場合と同様に、登記される権利の真正性の確保が必要であることは言うまでもなく、登記制度の目的たる「取引の安全」に資するための公示制度の信頼性を確保するためには、申請手続きに関与する専門職の果たす役割は今後さらに重要になる。



また、不動産取引において、複数の契約の同時履行を保証するためには、利害が相対立する当事者から公正な第三者として双方代理の委任を受けて一括連件申請をする必要は今後も変わらず、司法書士に要請される独自の職務領域である。

不動産取引において、司法書士による連件一括申請が多い理由は、複数の契約の同時履行確保が不可欠であり、公正な第三者(TTP)が必要となるから。



司法書士が代理人としてオンライン電子申請する場合において、登記の安全性と確実性を担保するため、ならびに専門資格者として一定の権限を担うためには、司法書士の本人確認と資格証明（属性認証）が必要となる。具体的には、登記申請の資格の有無の確認、登記受理通知・登記完了通知証の受領、登記識別情報の代理受領等において必要である。

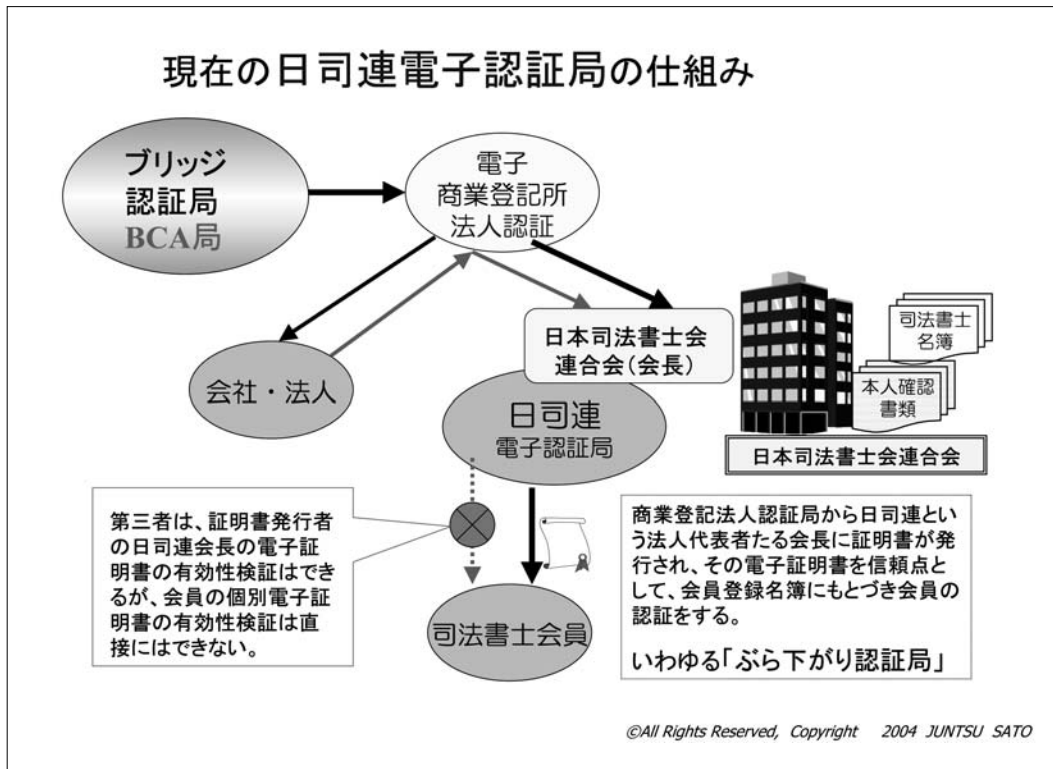
司法書士資格の登録ならびにその証明事務は、司法書士法第8条によって司法書士の会員登録事務を行う日本司法書士会連合会が行うものであるから、司法書士資格の有無の属性を証明する電子証明書の発行は、日司連のみができるものである。

仮に、民間の認証局で発行する電子証明書に司法書士資格を記載してもらおうとしても、その事実確認のため発行時に資格の有無の証明書を添付させるなどの調査確認しかできない。発行の後もその資格が有効であるか否か、すなわち退会や業務停止などの事由があっても本人が届けない限り民間の認証局ではそれらの事実を把握することはできないので、発行後の資格の喪失または停止については証明できないという限界がある。

日司連が自ら電子認証局を設置し、登録事務に連動した会員の本人確認と資格者証明を行うことにより、資格喪失者や業務停止者がある場合は直ちに電子証明書を失効させることができ、常に会員の資格の得喪変更を電子的に反映できる仕組みを保証できることとなり、法務局と利用者たる国民に資格者によるオンライン電子申請が安全かつ確実に行い得ることの信頼感を与えることが可能となる。

日司連では、平成13年（2001年）3月に運用開始された債権譲渡登記のオンライン申請

に利用できる代理人の電子認証システムとして、すでに「日司連電子認証局」を立ち上げ供用している。その仕組みは、まず、日司連会長が日司連の法人登記を管轄する東京法務局新宿出張所を経由して「商業登記を基礎とする電子認証制度」の法人代表者の認証を受け、さらに連合会会長が連合会に登録している会員に対して電子証明書を発行し認証するという二階層のいわゆるぶら下がり認証方式を採っているものである。



## 2. 現行の日司連電子認証局の限界性

現行の日司連電子認証局の仕組みにおいては、日司連会長の代表者資格の有効性は、インターネット Web 上で電子証明書の有効性確認ができるが、会長により電子証明書を発行されている会員が今現在も有効に会員資格を有するか否かを直接オンラインによって Web 上で確認することまではできないシステムになっている。相手方が受け取ったその時点で有効か失効していないかの確認を行うにはオフラインすなわち電話等により連合会に問い合わせることによるほかない。オンラインで失効情報を確認できないという点では電子認証の仕組みの重要な部分が欠けているといわざるを得ず、証明書発行時点での証明のみを行う限定的な認証局である。

当時の執行部でこのような簡易な仕組みにしたのは、現在の紙申請による登記申請を受けた法務局では、代理人資格を調査確認していないので、当面のオンライン登記申請の仕組みとして、代理人の資格のオンライン申請時点での有効性を個別に確認することまでは必要ないとの判断があったと思われる。司法書士会側でも多額の財政負担の問題や今後の電子認証

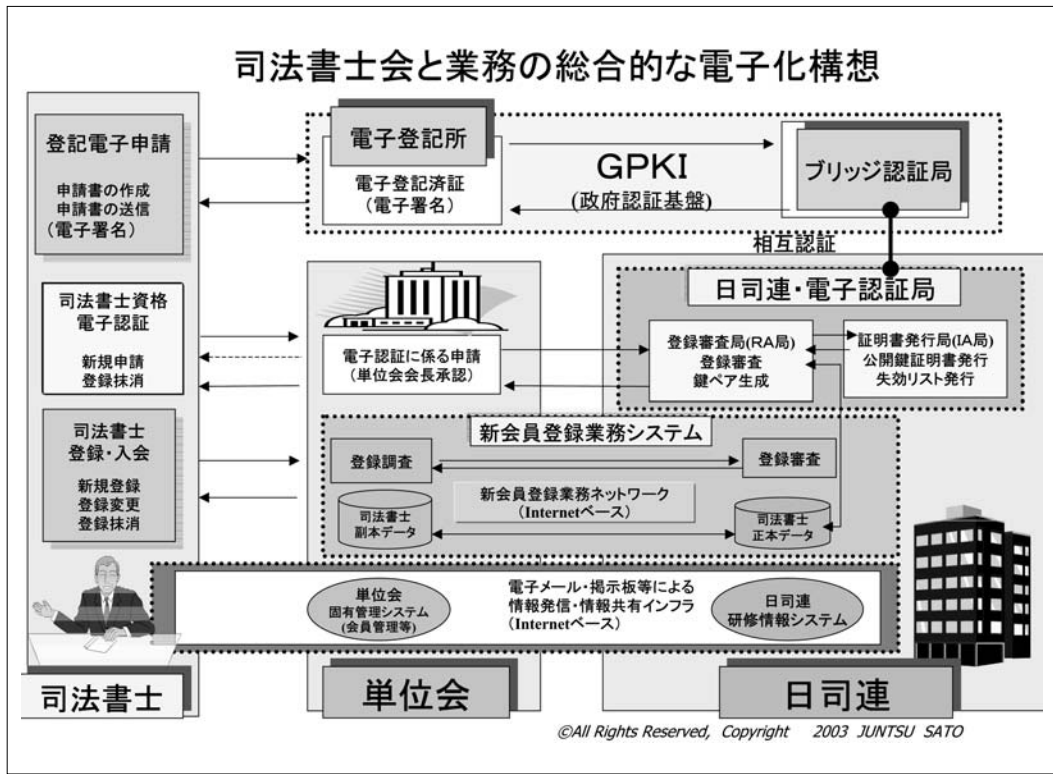
システムの技術的進展を考慮して当面の手当てとしては初期的なレベルでの簡易な電子認証局を構築し運用開始していこうとしたのは妥当な判断であったと評価できる。

今年6月から実施される商業法人登記のオンライン電子申請システムならびに来年の3月までには開始される予定の不動産登記オンライン電子申請においては、法務省から提供される申請アプリケーションソフトには代理人による申請の場合の仕組みもシステムに組み込まれることになっているが、それに利用できるためには、電子署名法による特定認証業務の認定を取得している電子認証局から発行された電子証明書を利用できることなどの一定の要件が必要とされている。

法務省オンライン電子申請手続きに対応できるためには、電子署名法による特定認証業務の認定を取得する必要ならびに政府のブリッジ認証局（GPKI）との相互認証が可能となるシステムとすることが必要となる。そのためには、現行の日司連電子認証局のシステムとは比較にならないほどの嚴重なセキュリティを持った新しい電子認証局を再構築する必要があった。平成13年度からの高度情報化対策部では、新しい電子認証局のシステムについては、電子署名法に準拠した厳しいセキュリティと運用規定の在り方についても再検討する必要があると判断し準備してきたが、その検討経過を踏まえて、平成15年度から司法書士制度基盤整備対策部の中に電子認証局構築ワーキングチームを設置して準備してきた。

日司連の新しい電子認証局が政府のブリッジ認証局と接続することにより、オンライン登記申請のほかにも今後予定される裁判所への訴訟申立、督促手続申立、競売申立・入札等の各種の電子申立や、地方自治体への戸籍・国籍手続き等、登記以外の関連業務も電子申請化されてくることを踏まえて、自治体が平成15年から運用予定の公的個人認証サービス、ならびに商業登記所の法人電子認証等との相互連携において拡張性を持たせた柔軟なシステムの構築の可能性が出てくる。

また、今後の電子認証局のシステムを構築するに関しては、司法書士資格登録手続きの入り口から電子認証局の登録システムまでを新しいトータルシステムとして再構築することが必要となる。資格登録ネットワークシステムとの連携を行い資格の得喪変更のタイムラグを最小限にできるよう登録事務システムの見直しが必要であり、さらには、研修情報を始めとする会員情報の提供・交換システムを構築し、インターネット社会における新しいシステムへの拡張性に対して将来的にトータルの観点での設計を検討する必要がある。



### Ⅲ. 新たな電子認証局の構築にあたっての検討

#### 1. 電子認証局のシステム再構築実現のねらい

法務省の電子認証局(省庁認証局は、大臣をはじめとする官職の認証を目的とするもので、登記官等も含まれる)は、総務省が所管するブリッジ認証局(BCA)との接続構築に向けて、平成14年度中に実用化実験が実施され、平成15年3月には公開している。

司法書士が登記専門職としてまた不動産取引に不可欠な法律家としての独自性を今後も維持していくためには、以下に説明するように政府のブリッジ認証局と法務省電子認証局との相互認証を視野に入れて、今後の法務省の電子登記申請システムと連携稼働が出来るシステムにしていく必要がある。また、「民事関係手続きの改善のための民事訴訟法等の一部改正法案」において、民事訴訟手続等の申立等のオンライン化の一つとして提案されている簡易裁判所の督促手続きのオンライン申立に対応するためにもブリッジ認証局との相互認証は不可欠である。

そのためには、日司連電子認証局のシステムの再構築にあたっては、各省庁の電子認証システムの構築事例に基づいた、システム設計会社の認証局構築ノウハウを踏まえて、特定認証業務に認定されたこれらの構築実績・ノウハウによって、日司連の電子認証局を、法務省、裁判所ならびに財務省・国税庁の国庫金納付システム、また、各都道府県自治体の「公的個人認証サービス」システムとも信頼され安心して連携できる代理人資格認証システムに構築

していく必要がある。

## 2. システムとしての必要性

オンライン登記申請は「法務省オンライン申請システム」を窓口としているが、オンライン申請システムにより申請・届出を行う場合には、電子署名を行う必要があり、この電子署名を行うには、事前に政府認証基盤（GPKI）を構成するブリッジ認証局（BCA）と相互認証された認証機関から発行される電子証明書を取得する必要がある。また、BCAと相互認証するためには電子署名法に基づく特定認証業務の認定を受けた電子認証機関であることが必要とされる。

したがって、司法書士が代理人としてオンライン登記申請をするには、まず、

- ① 電子署名法に基づく特定認証業務の認定を受けた電子認証機関で、かつ
- ② ブリッジ認証局（BCA）と相互認証された認証機関から発行された電子証明書を取得することがシステム上必要となる。

現在の日司連の電子認証局は、債権譲渡登記のオンライン申請にのみ利用可能な極めて限定的な認証機能しか有しておらず、上記の①②の要件を満たしておらないため、法務省オンラインシステムには利用できない。

①②の要件を満たした電子認証局の電子署名・電子証明書の利用ができる基盤整備が必要になる。

### 1) 特定認証局とGPKI（政府電子認証基盤）について

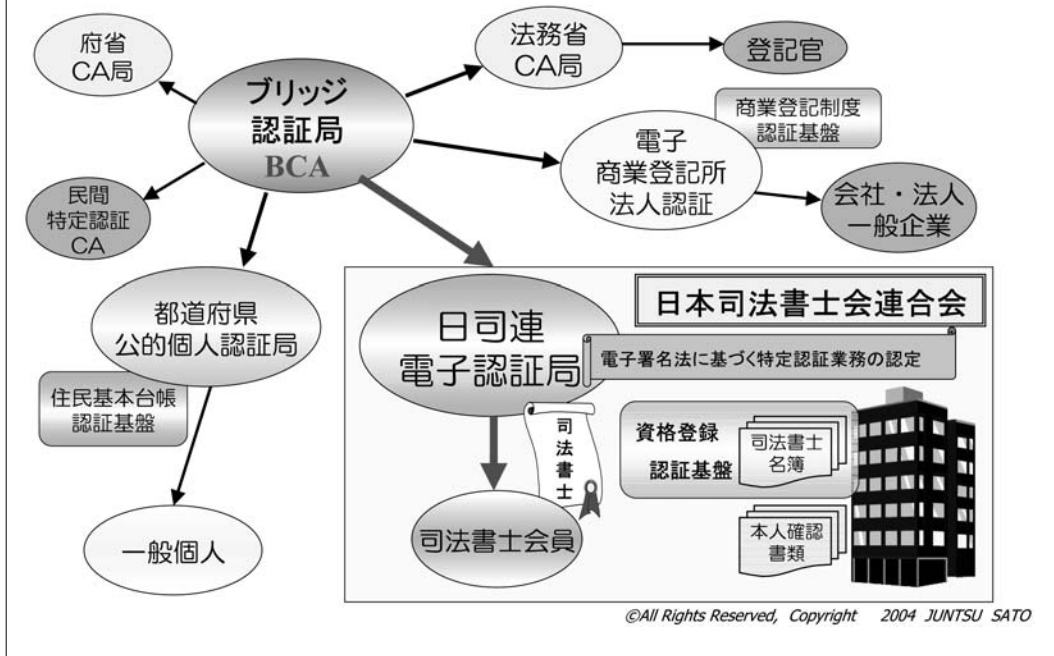
#### ① 電子署名法（特定認証業務）との関係

政府の電子政府化への取組予定は、まず政府調達手続関係から着手し、その次に行政手続の電子化を実施するという流れになっている（各省庁申請・届出等手続の電子化推進アクション・プラン）。このような流れの中で、各種のオンライン電子申請手続上、司法書士の存在および登記手続への代理人として専門的に関与するための資格をWeb上で明示し証明する手段として電子認証が必要となる。

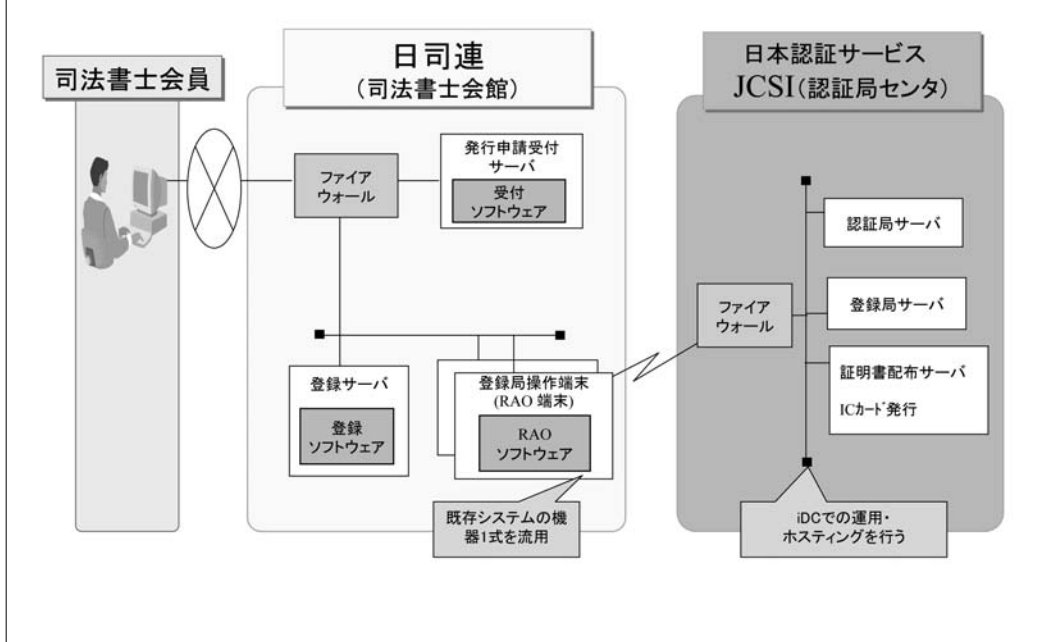
電子認証局としては、平成13年4月1日の電子署名法施行に伴い、民事訴訟法第228条第4項に該当する法的効力の附与を受けることで本人確認（存在認証）に対し社会的信頼を得て維持する必要がある、そのためには電子署名法に基づく特定認証業務の認定レベルのものであることが必要となる。そのうえで、司法書士法第6条により司法書士の会員登録事務を日司連のみが行うことから、本人確認（存在認証）のほかに資格者証明（属性認証）を合わせ持った認証局としていくことが可能となる。

#### ② 相互認証局（GPKI／ブリッジ認証局）

## 構築中の新しい日司連電子認証局の仕組み



## 日司連電子認証局(構築中)の構成概要図



日司連電子認証局が、特定認証局レベルのものとなりGPKI／ブリッジ認証局と連携し、相互認証が可能になることで、司法書士による官公署との情報授受が可能となり、司法書士が代理人として官公署への電子手続に関与できるようになる。

具体的には、現在の官公庁発行の添付書面等の電子データの授受、国庫金納付システムとの連携、登記受付通知の受領、補正確認・却下通知の受領、登記済証に代わる登記済データの授受等々において、代理人資格の電子認証が重要になる。

なお、公的個人認証法の施行がなされたが、残念ながら第三者からは公的個人認証の有効性の検証はできない制度となっているので、代理人司法書士も公的個人認証にもとづく電子証明書の有効性の確認はできない。公的個人認証法によると電子申請・届出の受領側の国・地方自治体と一部の特定認証業務の証明書発行の本人確認にしかできないことになっているが、これでは、電子申請・届出をする代理人は当事者本人の確認ができず真正な登記申請を責任持って行うことができないことになる。

そこで、現在、日司連は今後のオンライン化の実施に向けて、公的個人認証による個人依頼者の電子証明書の有効性検証の権限を、法律上の守秘義務を課せられている専門職に認めるための法改正をするように要請しているところである。すなわち、公的個人認証の電子証明書の有効性確認のため、法律上の守秘義務を課せられている一定の専門職（司法書士、弁護士、税理士、等）がその業務たる専門手続きの代理行為をするときは、その資格者団体が設置する電子認証機関（GPKIとの相互接続認定があるもの）を経由して公的個人認証の有効性検証ができるようにとの法改正を要請している。

今後の法改正には、公的個人認証の有効性確認を行うためには、これまでも戸籍等の請求に職務上の請求が認められている専門士業（司法書士のほか弁護士、税理士、行政書士等）には、現在の職印の押印に代わるものとしての電子署名には資格属性の認証が必要となると予測される。なぜなら戸籍法第10条2項、第12条の2第1項、同法施行規則第11条第3号、同第11条の2第1項等によりこれらの専門士業について例外規定が認められている趣旨は、職務上の必要性が高いこと並びに法律によって職務上の守秘義務が定められていること等に基づくものであるから、これらの専門士業が公的個人認証の有効性確認をする場合においても同様な根拠が必要となるはずであるので、検証者が真に専門士業であるか否かの資格の認証が不可欠となるからである。

また、不動産登記においては登記完了後にこれまでの紙書面による登記済証の交付に代えて登記済電子データを登記官が電子署名して申請人または代理人に交付することが考えられるが、その場合にも受信する相手の代理人が申請した代理人と同一の代理人であるか否かを確認するためには、真正に代理権を付与された専門士業であることの確認が出来るようにすることが信頼性と安全性に寄与することになる。

## 2) 属性認証局（日司連の電子認証局の性格）

電子証明書を発行する対象については、その対象自体の存在（実在性）に関する証明（公開鍵証明書）と属性に関する証明（属性証明書）を分離して考えることが重要である。属性

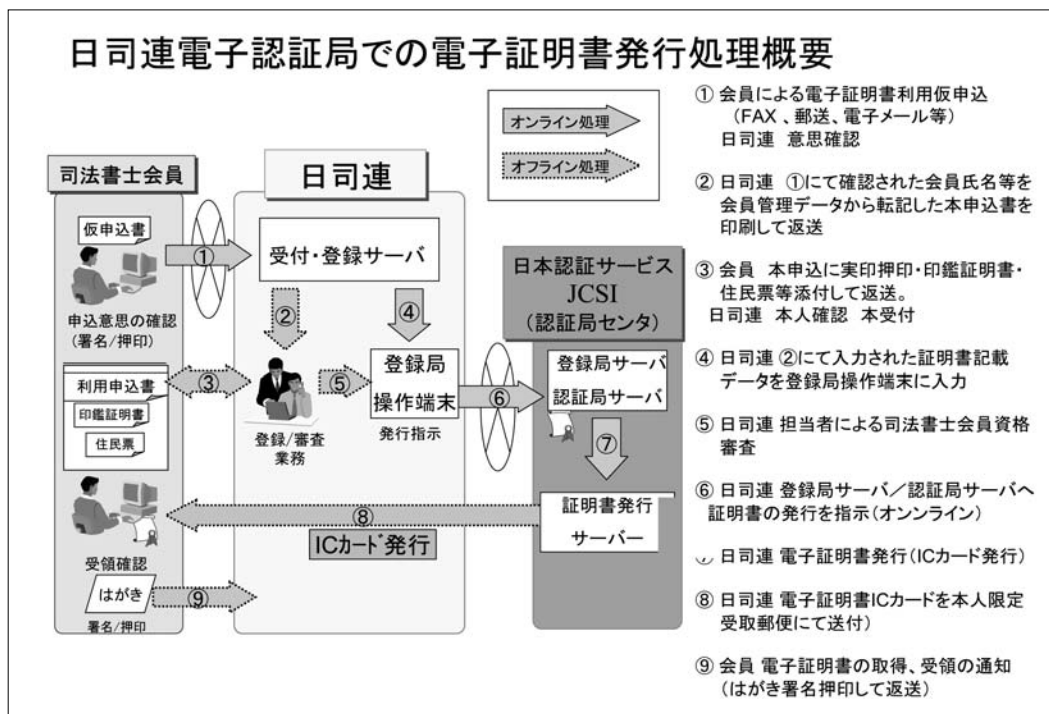
として具体的な例は会社の代表者の肩書きなど（職務属性）があげられるが、司法書士などの公的資格も資格属性として捉えられている。日司連の電子認証局は、この資格属性の電子認証をするということに重要な意義がある。

属性には上記のように「職務」属性と「資格」属性に分けて考えられている。たとえば、公務員であれば官と職の違い、また医師資格と病院の医局長としての職務を想定すれば理解しやすいであろう。資格は個人の身分に伴い永続性が高いものであり、職務は通常一定の任期等があり地位の交代が予定されているものであるといわれている。

司法書士資格は、この意味での資格属性であるが決して終身的なものではなく、その資格はまた業務を行う条件という側面も有しているので、退会した場合には資格は喪失することになり、また業務停止等の懲戒処分中にはその資格は事実上停止されることになるので、それらへの対処も必要になる。

なお、司法書士法の改正により事務所の法人化が可能となるので、個人としての司法書士「資格」と司法書士法人の代表者としての「職務」との区別も必要となることも予想される。

日司連は、司法書士法第8条以下により、司法書士の登録事務を行う法律上の根拠があり、登録事務には戸籍・住民票他の個人の本人確認書面の提出のほか、入会する司法書士会において登録前に直接に本人面談を行うなど厳格な本人確認が行われており、かつ資格取得要件についても法務大臣の合格証書等の厳格な書面を提出させており、司法書士資格を認定する法的な権限がある団体である。したがって、日司連は電子認証における登録機関と属性認証機関、さらに発行機関としての機能を果たすことが出来る組織機構が備わっているといえるので、技術的な基盤を整えば資格認証を備えた電子認証局の構築が可能となる。



### 3. 制度としての必要性

日司連が自ら電子認証局を設置する制度的な必要性については、不動産登記法改正との関連からの2点の必要性と商業登記を含めた電子文書作成にあたっての必要性、ならびに民事訴訟法改正関連からの必要性が挙げられる。

#### 1) 資格者代理人による「登記義務者申請権限確認報告」(以下、「本人確認報告」) 制度の創設

改正要綱案では、登記識別情報の提供がない場合、資格者代理人から本人確認報告情報の提供があり、それが登記官によって相当と認められれば、事前確認手続きを経ずに登記を行う旨の提案がなされている。この制度は資格者代理人(司法書士、弁護士)に限って認められることから、当該代理人が適格な資格者であることを担保する手段が必要となる。司法書士資格の登録事務を司法書士法に基づき所管しているのは日司連のみであることから、司法書士が行うオンライン登記申請の場合、この資格者たることの認証を行えるのは日司連のみであり、そのための電子的な手段として日司連が資格審査する電子認証局から発行された電子署名ならびに電子証明書であることが必要となる。

#### 2) 登記識別記号の有効性検証

改正不動産登記法は、登記済証の機能に代替するものとして「登記識別情報」制度を導入する。この登記識別情報とは英数字の組み合わせによるパスワードであるから、その登記識別情報が当該不動産の登記名義人に交付された正当なものであるか否かは見ただけでは確認する術がないので、取引の相手方や代理人は有効性の確認ができないかぎり安心した取引は事実上できないことになる。そこで、改正法は、登記申請の事前に登記識別情報の有効性の検証ができるシステムを用意することとなっている。

その登記識別情報の有効性検証も法務省のオンライン申請システムを経由してなされる仕組みとなっており、代理人司法書士が確認のため申請する場合には登記義務者から電子署名付きの委任状をもらいそれを添付しかつ代理人が電子署名をして申請することになる。実務上は登記申請委任状に登記識別情報の有効性検証の旨の委任事項を記載したものを利用することが想定されるので、登記申請代理権限がある資格者であることの電子証明書が必要となる。

#### 3) 登記原因証明情報制度の創設ならびにその他の電子文書の作成

改正不動産登記法により新たに導入される登記原因証明情報は高度な法的文書であり専門性を要求される文書であるので、司法書士が職務上作成する登記原因証明情報については、司法書士法及び司法書士法施行規則の規定により、作成司法書士の記名押印が必要となる。オンライン登記申請の導入に伴い、電子的に作成された登記原因証明情報については、司法書士の電子署名を必要とする旨の改正がされるものと思われる(法務省への制度改正要望を議連総会で先行決議されたところである)。この場合、当該司法書士が適格な資格を有する

ことを担保するため、日司連による電子認証が必要となる。

同様に、商業登記ならびに裁判事務等においても司法書士が作成した電子文書には司法書士であることの資格を確認できる電子認証の仕組みが必要となる。

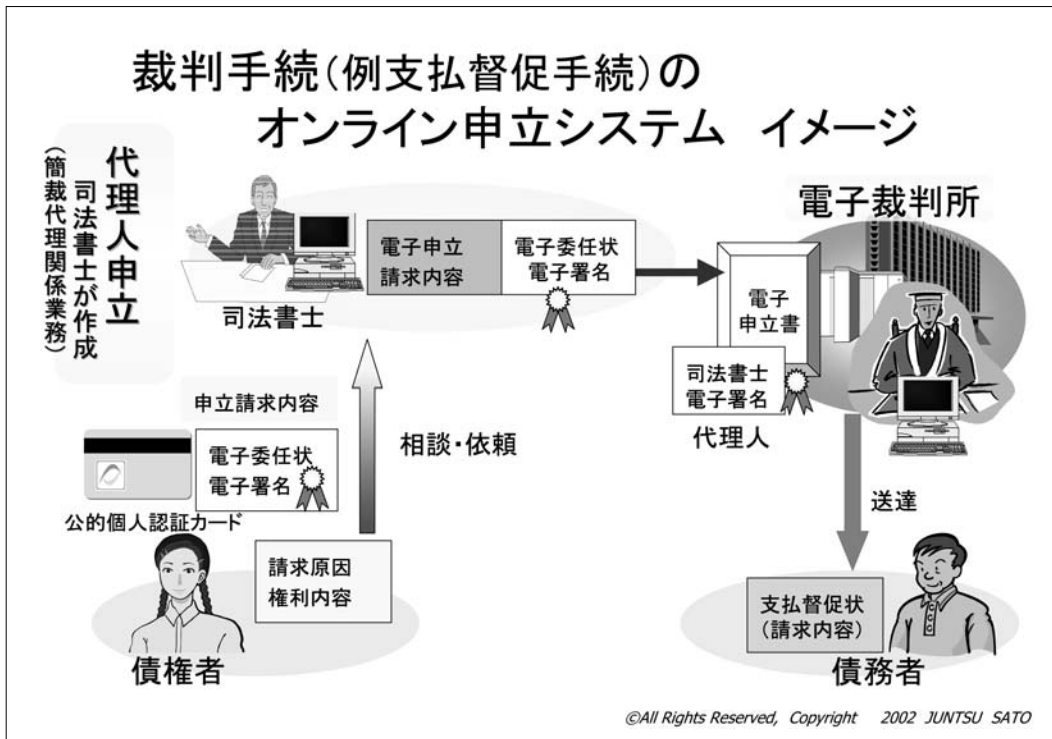
#### 4) 公的個人認証の有効性確認

公的個人認証サービスについて、現行の公的個人認証法では資格者を含め民間からの有効性検証をする方法は現時点では認められていない。したがって、司法書士が受託する事件において電子署名・電子証明書の有効性を事前に確認する手段がなく、実務上に大きな不確定要素が生じる。

こうした指摘を受けて公的個人認証に関する法改正を総務省担当部局とも協議中であり、不動産登記法の施行までには改定される見込みとなっているが、法改正後においても個人司法書士が直接に都道府県の電子認証局に有効性検証を求めることができるのではなく、電子署名法にもとづく特定認証業務の認定を受け、かつ政府電子認証基盤との相互接続可能な認証機関を経由してのみ検証できるものとする制度設計がされるものと予測している。

司法書士が依頼者の持参した公的個人認証の有効性検証を行うためには、現在構築中の次期日司連認証局を経由してのみ公的個人認証の有効性検証が可能になるわけであり代理業務を行う上で制度的に必要となる。

#### 5) 民事訴訟法改正によるオンライン申立制度の導入



民事訴訟法改正により、簡裁の督促手続のオンライン申立が可能になるように電子申立制度の導入が最高裁で準備されている。司法書士法改正により簡易裁判所における代理権の認定を受けた司法書士は代理人として申立を行うことになるが、その場合に電子上で司法書士であること、ならびに認定資格者であることの証明ができる仕組みが必要となる。

司法書士の資格認証はもちろんであるが、簡裁訴訟代理関係業務の認定を受けた司法書士であることもまた日司連のみが資格認証できる唯一の団体であることから、日司連の電子認証局の構築が必要となる。

#### 4. 司法書士実務における有用性

司法書士を電子的に認証する制度の実現は、司法書士実務に以下のような有用性をもたらす。

##### 1) オンライン申請利用の有用性

司法書士電子認証は、まず、第一にオンライン申請のための基盤であり、これにより司法書士は資格者代理人としてオンライン申請を利用することができ、登記所の執務時間外でも申請が可能となり順位の確保の有用性が高まる。オンライン上で申請事件の進捗状況の確認ならびに補正情報や完了状況等も直ちに確認できる有用性がある。

また、遠隔地の登記申請について郵送が可能になるとはいえ、重要な書類の不到達・紛失等の責任は申請代理人が負担せねばならないところであるが、これもオンライン申請を利用することによりそれらのリスクを回避できる有用性がある。

さらに、登記識別情報の有効性検証は、書面の場合は登記所の窓口に行かねば確認できないため、立会の場から登記所に出向くのでは決済が極端に遅くなり迅速な取引が不可能になるが、立会いの場でオンラインでの有効性確認ができるならばその場での決済が可能となり大いなる有用性がある。

今後、裁判所への訴状等の提出についてもオンライン化され代理人の資格確認が必要になるが、登記申請と同様の各種の有用性が生じる。

##### 2) e-LEGAL への対応

司法書士は、顧客の依頼に応じて契約書などの法律文書を起案・作成したり、議事録など会社運営のための書面を作成したり、法律的な照会に応じたりしている。現時点では、ファクシミリを用いた文書のやりとりが中心であるが、今後はEメールによるやりとりが普及する（便宜、「e-LEGAL」と呼ぶ）。こうした場合、データの本人性・完全性・非改ざん性・秘匿性を保持するために電子署名が必要となり、かつ、その司法書士という属性証明も含めた電子認証が必要となる。電子認証はこうした面で活用することも考えられるものであり、大いに有用性が高まる。

##### 3) 研修等の管理や各種届け出など

日司連次期電子認証局は、ICカードを格納媒体とすることで準備しているので、その発

行を受けた会員は、ＩＣカードを持つことになる。このカードによって、司法書士が会員として受けるべき研修などの出席管理を受付係がいなくともパソコンを利用して確実に行うことが出来る。研修システムとの連動により職員の手間と費用を低減できる。

また、単位会への各種届け出などにも書面に職印を押印することにかわり電子文書に電子署名してオンラインでの届出を可能とすることができる。

#### 4) 会員証との合体構想

発行当初には予定していないが、将来的には、電子署名用のＩＣカードを会員証を兼ねるものとするとも考えられる。電子証明書の有効期間を５年間としたのも、会員証の有効期間と併せた布石を打った意味がある。

会員証は単位会が発行するものであるので、会員証明は単位会で行い日司連に発行事務のみを委託することなどの会則改正等が必要であるので、このあたりは今後の慎重な検討を重ねたい。

### 5. システムとしての相当性

現在構築中の電子認証システムは、1) 業者選択、2) 実施時期、の点で相当なものであるとしたことを報告する。なお、3) 費用負担ならびに分担方法については政策的な判断を伴う検討を要する点であるので、今後、理事会での協議を求め、単位会の意見も聴取したうえで決定していかなければならない問題である。

#### 1) 業者選択の相当性の検討結果

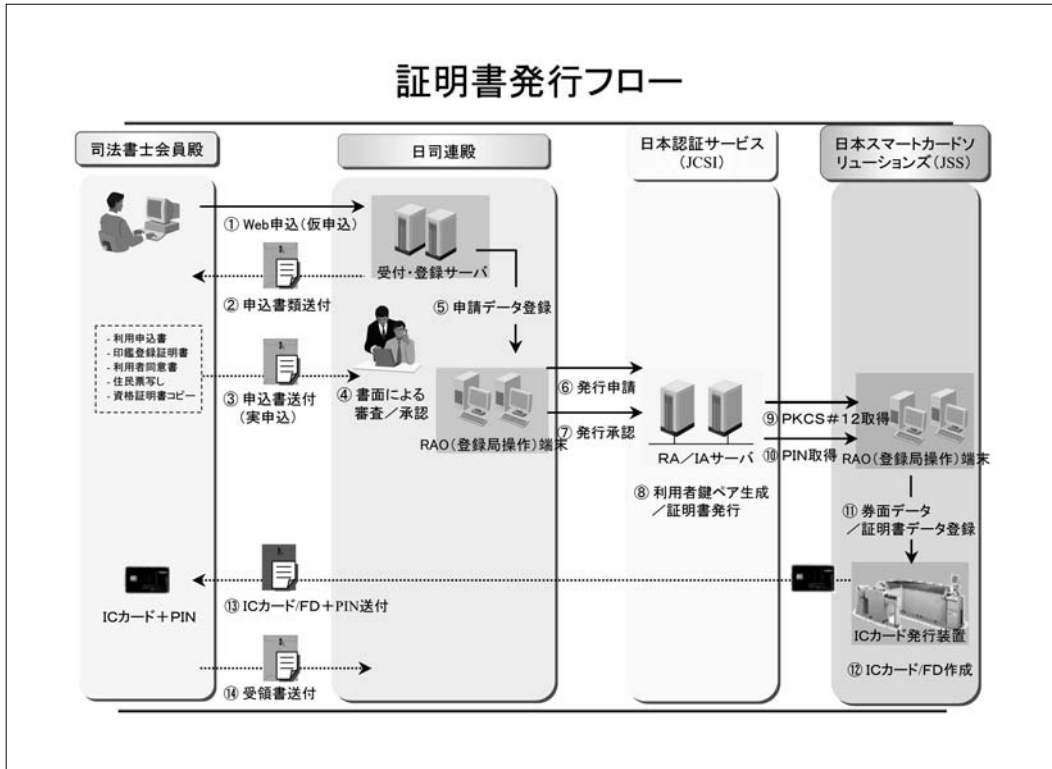
認証局構築の委託業者選択に当たっては、日立製作所（以下、「日立」と記載する。）に認証局構築支援業務（コンサルタント他、全体のコーディネイト）を委託した。その理由は、現行の電子認証局を構築したのが日立であることから司法書士会の会員登録システムや会員の登録要件事項等を熟知しており、認証局の受査に必要なＣＰＳ等の各種の法定の書面作成に経験があり応用できること、現行システムの機器類ソフト類を流用して構築ができること、ならびに法務省のオンライン申請総合窓口のシステム構築の受託会社が日立であることがあり、登記申請が法務省の総合受付窓口を経由してなされるシステムであることから、送り手と受け手が同一の企業であるならばその親和性が極めて高く安心できることなどが選定の理由である。

ＰＫＩ（公開鍵認証基盤）システムは、日本認証サービス㈱（ＪＣＳＩ）に委託したのは、この会社が旧通産省の肝いりで日立・富士通・日本電気（ＮＥＣ）の三社で設立した日本で最初の国産の電子認証会社であり、電子署名法の特定制業務の認定第一号の会社であること、また、選定当時では唯一の法務大臣の指定を受けた商業登記の電磁的記録の電子署名ができる電子認証局であったことから、法務省の電子認証局との相互認証がすでに実現できているため高い信頼性があったことによる。

電子署名鍵・電子証明書の格納媒体を、日本スマートカード・ソリューション㈱（ＪＳＳ）に委託したのは、日立の関連子会社であり、ＪＣＳＩとも企業連携しているので、トータル

的なシステム設計に安心ができること、また、価格設定において日立の主導で減額交渉が無理なく行えることなどから選定した。

認証局の運営維持管理業務については、PKIシステムが特定認証業務として一体として認可を受けて稼動している以上別のPKIシステムに乗り換えることは、改めて新規の構築費を投入するということになり莫大な費用を再度かける無駄を生じることとなるので考えられない。



一部の単体の業務（自己監査、署名法認定費用等）はどの業者を用いるかは、今後の実績と費用等の比較検討をして行うところであるが、原則として構築業者のマニュアルにより運営されることになるので維持管理を別な業者に発注することは、通常は、コスト面・管理面で障害になると思われる。

なお、選定にあたっては費用の相当性も検討し、税理士会、社労士会、行政書士会等の先行した士業団体からの情報を得て比較検討をした。また、複数の会社からは別途に見積もりの提示を受けたが、同じJCSIを利用する仕組みであるためほとんど差はなく、JCSI側で調整を取られた。基本的に他士業の認証局の構築を手がけているところは情報の漏洩による利害相反も予想されるので、それらを回避したいという点も考慮したところである。

## 2) 実施時期の相当性

運用開始の実施時期については、やはり法務省のオンライン登記申請に適合するようにシ

システム構築することが第一義であることから、法務省のオンライン申請システムとの整合性、ならびに登記のオンライン申請システムの構築の進捗状況を踏まえながら準備をすすめてきた。(スケジュール・文末参照)

公的個人認証サービスの運用におけるＩＣカードの利用についてもどのような仕様方式になるか直前までは不明な部分もあり、日司連の会員発行のＩＣカードの読取装置の共通性の問題等を考慮し、構築には時間がかかる側面もある。

商業登記のオンライン申請が平成16年6月から開始されることとなるので、それに間に合うようにとの工程をたてて準備している。

### 3) 費用及び分担方法の相当性の検討

初期導入費用については、特別研修の実施やオンライン化対応等のために時限的に徴収した特別会費基盤整備特別会計から平成15年度ならびに平成16年度の2カ年に分割して予算計上し執行する。構築準備ならびに開設まで2カ年に渡る事業が必要なので、初期導入費用は、2カ年に分割したが、その後の運営経費(ランニングコスト)についてどのようにするかは、以下のどちらの方式を採用するかで結論も変わるところであるので、今後の検討協議の資料として供する。

考え方として、全会員に電子署名鍵・電子証明書格納のＩＣカードを持たせることを前提とするか、あるいは、利用を申し込んだ個人のみを持たせるかの政策的な判断による日司連認証局の性格付けにより会が負担する金額と個人負担の金額との比は大きく変わる事となる。

#### A 全員加入方式

税理士会、社労士会が全員加入を前提にした費用設計をしたのは、専門業務分野における独占的な地位を電子申請業務においても確保したいとの政策的な判断が背景にあることは否定できない。司法書士会も登記の専門職としての地位を電子的な手続きにおいても確立するためには、政策的に全員加入を原則とした制度とすべきとの意見である。

他方で、当初より全員加入とした場合の総額費用負担をどのようにするのか。当面はオンライン指定庁が急激には進まないであろうこと、近いうちに機器類、カード媒体等の技術革新、普及推進による単価の軽減等を考慮したら全員にＩＣカードを配布するにしても時期を待ったほうが得策ではないのかとの慎重論もある。

そこで、最終的には、全員加入方式を採用するにしても、現時点では費用の調達が困難であること。仮に、基盤整備特別会費の終了後にあらたに別の特別会費を設けることは簡単には賛成が得られないこと等の懸念があることなどから、今後、オンライン実施庁がすべての庁に指定完了する将来の課題とすべきであるとの意見もある。

#### B 希望者加入方式

現時点では、稼働率に関わらず支出しなければならない固定費用として最低限必要な金額については一般会計からの支出も可能であるとの判断から、今後、財政的裏付けが会内合意を得て確定するまでは、希望者加入方式により、加入者の受益者負担額として相当の額(加

入時一時金ならびに年間維持費)を相当程度徴収して、その範囲内での当面の運営をすべきであるとの考えである。

上記のいずれの考え方を採るかにより、会員の費用負担ひいては単位会の財政負担におおきな影響が及ぶことから慎重に判断しなければならないところである。

## 6. その他の検討事項

### 1) 商業登記との関連

6月から先行して開始される商業登記のオンライン申請では、司法書士資格者であることを法上は要求される部分はない。したがって、事実上は、オンライン申請の代理人は、必ずしも資格者でなくとも商業登記局の法人代表者電子認証、公的個人認証、ならびに民間の特定認証業務の電子署名がなされて電子証明書の有効性確認ができれば可能である。

しかし、書面の場合と異なり、オンライン申請の場合は、非資格者の調査を司法書士会で行うことは不可能であるから、士業法違反を取り締まり登記の真正担保、信頼性の確保のためにも非資格者のチェックを可能とするシステム構築をすべきことを法務省側に働きかけていきたい。

### 2) 未指定庁における電磁的記録提出の可能性

これが前倒しで可能ならば、未指定庁の書面申請における権利証がない場合の「本人確認報告書」を電子文書化し電子署名を付してFDで提出することができるので、全会員加入方式の有力な理由付けになりうる。

法務省担当官に直接問い合わせをしたところ、指定庁の場合でもどのようなシステムでFDの電子署名の有効性確認をするのかのシステム設計も時間がかかる状況なので、オンライン指定庁に先駆けて前倒しで実施することは予定していないし、できないとの回答である。

### 3) 裁判所へのオンライン申請

現在上程中の新民事訴訟法の改正では、オンライン申立制度が導入される予定である。先行して、簡裁の督促手続をオンライン化する準備をすでに最高裁では進めている。また、改正司法書士法により少額訴訟についての民事執行についても司法書士が行うことが可能になってきているので、司法書士の簡裁代理関係業務の認定司法書士が増えていくことを踏まえると、今後、この分野で弁護士会に先駆けて実績を積むことが可能であるので、早急に次期認証局を立ち上げることが求められる。

### 4) 司法書士法人の電子認証利用はどのようになるか。

電子署名法による特定認証業務は、個人のみを対象にしているため、法人の認証局は唯一商業登記所の発行するものしかない。したがって、司法書士法人は、登記申請業務は法人名で行うので、申請書には商業登記所の発行する法人の代表者の電子署名によることになる。

司法書士会の特定認証業務の認定を受けた認証局は、司法書士個人を認証することしかできないので、司法書士法人も一会員だからといって認証することは認められていない。

なお、法人代表者の電子署名鍵はパソコンに取り込むことができるので、いくつものパソコンにコピーが存在し、安易に利用される危険性がある仕組みになっている。現行の実印相当の証明機能を果たしていることからして、これらの電子署名鍵も一個しかありえないとの方式を採用すべきである。その意味で、公的個人認証サービスでICカードに限定したのは唯一性を担保するためには妥当な選択である。

#### 5) サポート体制ならびにトレーニングの実施

オンライン申請が本格化するにあたっては、将来的には単位会レベルで会員に対してインターネットによるメール発信方法、インターネットによる鍵の取得、利用方法、秘密鍵による署名添付方法ならびにハードウェア環境のセットアップ方法等について全般的なオンライン総合ヘルプデスクを設けることができれば理想であるが、当面は日司連で各会・司法書士からの問い合わせに対して、相談できる一次窓口の設置等を検討する必要がある。

また、トレーニング研修プログラムとして、本番稼動前に会員向けの研修を実施することも検討している。

